

株式会社ゴールドンスタッフ福島居宅介護支援センター

## 利 用 契 約 書

指定居宅介護支援

福島市指定 第 0770103661 号

## 居宅介護支援 契約書

様（以下「利用者」という。）と株式会社ゴールデンスタッフが設置するゴールデンスタッフ福島居宅介護支援センター（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約（以下、本契約という）を締結します。

### （契約の目的）

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従い、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービスの提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

### （契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者が現に受けている要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約期間満了の7日前までに、利用者から解約の申し出がない場合は、この契約は更新認定の有効期間満了日まで同一の内容で更新されます。

### （介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

### （居宅サービス計画作成の支援）

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

2 利用者および家族等に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

3 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者および家族等に提供し、利用者にもサービスの選択を求めます。

4 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを選択する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

5 居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービス等について、保険給付になるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料について利用者

および家族等に説明し、利用者から文書による同意を受けます。

6 その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察、再評価)

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

2 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。

3 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

4 利用者の状態について定期的に再評価を行い状態の変化に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

(施設入所への支援)

第6条 事業者は、利用者が介護保健施設への入所または入院を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他を支援します。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、福島県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者に援助します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定申請を利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録)

第10条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約5年間保存します。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

4 12条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、且つ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、交付します。

(料金)

第11条 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金は、重要事項説明書のとおりです。

(契約の終了)

第12条 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1カ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の居宅支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

3 事業者は、利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保健施設に入所もしくは入院した場合

(2) 利用者の要介護認定区分が自立、要支援1、要支援2と認定された場合、

(3) 利用者が死亡した場合

(解約料金)

第13条 利用者が居宅サービス計画について事業者と合意に至る前にこの契約を解約した場合、利用者は重要事項説明書に定める料金を支払います。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により解約した場合は、この限りではありません。

(秘密保持)

- 第14条 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の情報を用いません。
  - 3 事業者は、利用者の家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族等の情報を用いません。

(賠償責任)

- 第15条 事業者は、サービスの実施に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、利用者に故意または過失が認められる場合は、その損害の賠償責任を減ずることができるものとします。
- 2 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
    - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
    - (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
    - (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
    - (4) 利用者が、事業者もしくは事業者の使用する者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(身分証携行義務)

- 第16条 介護支援専門員は常に身分証明書を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族等から提示を求められたときは、いつでも身分証明書を提示します。

(事故発生時の対応)

- 第17条 事業所は利用に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要

な措置を講じます。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際しての処置について記録をします。

(相談・苦情対応)

第18条 利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合、または事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、県、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者およびその連絡先を明らかにするとともに苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

(善管注意義務)

第19条 事業所は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(本契約に定めのない事項)

第20条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第21条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業所の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

事業者 所在地 宮城県仙台市青葉区上愛子字街道 66 番地の 23  
事業者名 株式会社ゴールデンスタッフ  
代表者名 代表取締役 上 谷 弘 子 印

事業所 所在地 福島県福島市松川町浅川字上幸道 7 番地 7  
事業所名 ゴールデンスタッフ福島居宅介護支援センター  
管理者 工 藤 亮 印

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

利用者  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、本人の契約意志を確認し本人に代わり上記署名を行いました。

利用者との関係 \_\_\_\_\_

署名代行理由 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

署名代行者  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

連絡先 \_\_\_\_\_